

2024年2月27日

各 位

会 社 名 株式会社新東京グループ
代 表 者 名 代表取締役社長 吉野勝秀
問 合 せ 先 管理部
T E L 047-383-7001
U R L shintokyogroup.co.jp

当社子会社である株式会社新東京ソイルゲートにおける処分業許可に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社新東京ソイルゲートにおいて、千葉県より産業廃棄物処分業の許可を受けましたのでお知らせいたします。

1. 本件について

当施設では、低含水汚泥と高含水汚泥を分けて受け入れることが可能で、軽量のゴミから大型のがれき類、廃プラスチック、木くずなどが混在した埋設廃棄物や汚泥を「乾式分級・磁気選別・手選別」や「湿式分級・磁気選別」で分別し、「湿式洗浄」により土壌環境基準以下までに洗浄処理を行い、良質な再生土として再利用することで、高度循環型社会の実現に貢献してまいります。

2. 産業廃棄物処分業許可の概要

事業の区分	磨砕洗浄・固化、磨砕洗浄・脱水・固化及び破碎による中間処理
産業廃棄物の種類	① 磨砕洗浄による中間処理に係るもの 汚泥（建設工事に係る汚泥に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。） ② 磨砕洗浄・固化による中間処理に係るもの 汚泥（建設工事に係る汚泥に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。） ③ 磨砕洗浄・脱水・固化による中間処理に係るもの 汚泥（建設工事に係る汚泥に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。） ④ 破碎による中間処理に係るもの 廃プラスチック、木くず、がれき類（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。） ※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、

	石綿含有産業廃棄物を処分できない。 ※「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等を含む」 の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃 棄物及び水銀含有ばいじん等を処分できない。
施設	許可証のとおり

以上

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県白井市名内318番5
氏 名 株式会社新東京ソイルゲート
代表取締役 奥田 篤史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和6年2月21日

許可の有効年月日 令和11年2月20日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

磨砕洗浄、磨砕洗浄・固化、磨砕洗浄・脱水・固化及び破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 磨砕洗浄による中間処理に係るもの

汚泥（建設工事に係る汚泥に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 磨砕洗浄・固化による中間処理に係るもの

汚泥（建設工事に係る汚泥に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 磨砕洗浄・脱水・固化による中間処理に係るもの

汚泥（建設工事に係る汚泥に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

エ 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 木くず、(ウ) がれき類

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」及び「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

(続 く)

(許可証の続き)

3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。
- (2) 産業廃棄物の中間処理は、午前7時から午後10時までとし、処理施設及び囲い等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。
- (3) 汚泥の処理に当たっては、許可申請書に添付された維持管理計画書を遵守することにより、廃棄物の受入、処理及び処理後物の性状管理を適正に行うこと。

4 許可の更新又は変更の状況

令和 6 年 2 月 21 日 新規許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
磨砕洗浄施設		汚泥 600m ³ /日 (40m ³ /時×15時間) (令和5年11月28日)	1	千葉県白井市 名内字向山 318番5、 318番9
固化施設		汚泥 100m ³ /日 (100m ³ /回×1バッチ) (令和5年11月28日)	1	
汚泥の固化処理・保管槽	④-1	25m ² 100m ³	1	
固化施設		汚泥 680m ³ /日 (680m ³ /回×1バッチ) (令和5年11月28日)	1	
汚泥の固化処理・保管槽	④-2 ⑤	25m ² 100m ³	2	
	④-3 ④-4 ④-5	30m ² 160m ³	3	
	脱水施設 (施行令第7条第1号) (令和5年9月8日、 第2023-1-527号)		汚泥 150m ³ /日 (10m ³ /時×15時間) (令和5年11月28日)	
破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (令和5年9月8日、 第2023-1-528号)		がれき類 675t/日 (45t/時×15時間) (令和5年11月28日)	1	
破碎施設 (施行令第7条第7号、 第8号の2) (令和5年9月8日、 第2023-1-529号)		廃プラスチック類 21t/日 (1. 4t/時×15時間) 木くず 32t/日 (2. 1t/時×15時間) (令和5年11月28日)	1	

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
汚泥の受入槽	A-1 A-2 A-3 A-4	20 m ² 75 m ³	4	千葉県白井市 名内字向山 318番5、 318番9
	A-5	33 m ² 134 m ³	1	
沈砂槽	B-1 B-2	25 m ² 100 m ³	2	
	B-3R B-3L	12 m ² 48 m ³	2	
処理後汚泥保管施設	②	25 m ² 75 m ³	1	
	③-1	11 m ² 16 m ³	1	
	③-2	18 m ² 27 m ³	1	
	③-3	25 m ² 100 m ³	1	
	③-4	29 m ² 154 m ³	1	
処理後がれき類保管施設	①	25 m ² 100 m ³	1	
処理前廃プラスチック類 保管施設	⑥-4	10 m ² 9.4 m ³	1	
処理後廃プラスチック類 保管施設	⑥-3	12 m ² 13 m ³	1	
処理前木くず保管施設	⑥-5	9.0 m ² 7.2 m ³	1	
処理後木くず保管施設	⑥-2	13 m ² 16 m ³	1	
金属くず保管施設	⑥-6	3.7 m ² 1.9 m ³ (コンテナ)	1	

(以下余白)